**平成２２年（フ）第１２１号**
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5488番地１
債務者　足立　英雄
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時
　　宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第１３３９５号**
東京都足立区綾瀬１丁目33―９―103
債務者　中嶋　茂美
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月12日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３５１１号**
埼玉県鳩ケ谷市桜町３丁目23―６
債務者　野村江美子
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月12日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３９２号**
静岡市清水区宮下町10番１号、旧住所静岡市清水区矢倉町５番27号　矢倉荘Ａ２
債務者　森　　秋美
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４５号**
北海道帯広市西17条南４丁目６番７号
債務者　太田　淳一
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２０５号**
北海道帯広市西14条北３丁目２番地11　スカイハイツ103
債務者　中橋　初子（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第２０６号**
北海道河西郡芽室町西１条４丁目５番地
債務者　堀井　孝子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月21日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２２年（フ）第１１８号**
青森県五所川原市十三深津196番地１
債務者　花村　昌子
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月28日午後１時30分
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第７７号**
島根県出雲市大塚町1062番地１　コーポ大塚101
債務者　佐貫　　功
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
　　松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第７９号**
島根県簸川郡斐川町大字美南783番地
債務者　古川　由美
１　決定年月日時　平成22年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
　　松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第１３５２６号**
東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目５―６
債務者　上田　美砂
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１３５２７号**
埼玉県本庄市東台２丁目８―29
債務者　関口　敏之
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第７２号**
静岡市駿河区桃園町19番10号　下川原団地10棟109号、旧住所静岡県藤枝市高岡１丁目15番17号　ドミール仲ノ島Ｂ―103号
債務者　森　　達也
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
　　静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第９３号**
名古屋市昭和区塩付通５丁目18番地１
破産者　株式会社や𠮷
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９４号**
名古屋市千種区今池南30番７号
破産者　株式会社ブロード・ベレー
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０６６号**
愛知県清須市桃栄３丁目67番地
破産者　有限会社成田生花店
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１２８５号**
名古屋市瑞穂区惣作町３丁目63番地
破産者　有限会社スペックオート
１　決定年月日　平成22年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部